



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）3月31日

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法） の運用を開始します

令和3年（2021年）7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害を契機に、旧法を抜本的に改正し、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年（2023年）5月26日に施行されました。

本市においても、令和7年（2025年）4月1日より、市内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 規制区域の指定日及び運用開始日

令和7年（2025年）4月1日

2. 規制区域の範囲

市内全域が規制対象となります。（別添資料参照）

3. 許可・届出が必要となる行為及び対象規模

別添資料参照

4. 相談窓口

●盛土規制法（許可・届出）に関すること

開発指導課（096 - 328 - 2507）

●盛土規制法（許可・届出以外）に関すること

都市安全課（096 - 328 - 2926）

【お問い合わせ先】

都市建設局 都市政策部 都市安全課

電話：096－328－2926

課長：上村 祐一（うえむら ゆういち）

担当：技術主幹 蓑毛 健太郎（みのも けんたろう）

1. 盛土規制法の概要

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害(令和3年7月)**
- この他にも、盛土等による崩落の被害が各地で発生



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在

【宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法) 令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行】

「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

規制区域の指定(スキマのない規制)

- 盛土等により**人家等に被害を及ぼしうる区域**を規制区域として指定
- 規制区域内で行われる盛土等が都道府県知事等(熊本市長)の許可の対象
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**

3. 許可又は届出対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域における許可・特定盛土等規制区域の届出

青文字 特定盛土等規制区域における許可

土地の形質の変更(盛土・切土)

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

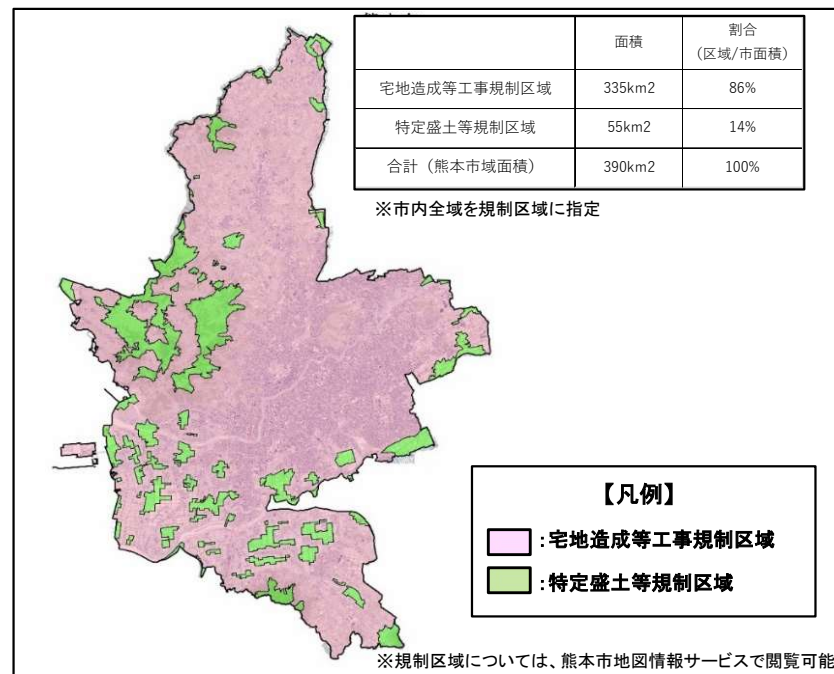
4. 許可又は届出対象となる盛土等の例

宅地を造成する行為だけでなく、農地や森林などで行われる盛土・切土



一時的に土石を仮置きする行為

2. 盛土規制法に基づく規制区域 ※R7.4.1に規制区域指定



相談窓口

- 許可・届出に関すること
開発指導課
TEL: 096-328-2507
- 許可・届出以外に関すること
都市安全課
TEL: 096-328-2926



熊本市HP